

改正独法通則法及び改正統計センター法の適用後の統計センターとその評価

(1) 法人の分類

- 統計センターは行政執行法人となる
 - 行政執行法人とは、国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人
- 役職員に国家公務員身分を付与

(2) 目標・評価の仕組み

- 年度目標の作成
 - ・ 総務大臣(行政管理局)が策定する目標設定に関する政府統一的な指針に基づき、主務大臣(総務大臣)は統計センターの年度目標を具体的に作成【→単年度管理型の法人は、中期目標及び中期計画は作成しない】
 - ・ 年度目標の中に中期的(3～5年)な観点から参考となるべき事項を記載
- 事業計画の作成
 - 統計センターは、主務大臣(総務大臣)が示す年度目標を達成するための計画を作成し、主務大臣(総務大臣)の認可を受ける。
- 業績評価
 - ・ 主務大臣(総務大臣)が、毎年度、業績評価を実施。→ 総務省独立行政法人評価委員会は廃止
 - ・ 総務省に第三者機関(独立行政法人評価制度委員会)を設置し、主務大臣(総務大臣)による業績評価結果を点検
 - 毎年度の主務大臣(総務大臣)の業績評価の結果、中期的な期間(3～5年)における業務運営の効率化の評価の結果を点検し、必要に応じ主務大臣(総務大臣)に意見

(3) ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限の強化を明確化し、役員の不正行為等の主務大臣(総務大臣)への報告や監査報告の作成義務付け
- 主務大臣(総務大臣)は、年度目標を達成するため、特に必要と認めるときには、監督上必要な命令をすることができる